



福島医発第 2340 号 (地)
平成 30 年 11 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について
(検査の保険診療上の取扱いに関する通知の訂正)

今般、下記の通知について、別添のとおり厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の訂正は、検査の保険診療上の取扱いに関する通知の訂正となっております。内容としては記載ぶりの変更であり、本通知による取扱いの変更はございませんが、同日付け平成 30 年 10 月 31 日付保医発 1031 第 2 号 (平成 30 年 11 月 20 日付け福島医発第 2339 号(地)) にて行われている留意事項の改正は、本通知による訂正後の留意事項で行われておりますので、新旧対照表等をご覧になる際はご留意下さい。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号)

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保221)

平成 30 年 11 月 13 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正の送付について
(検査の保険診療上の取扱いに関する通知の訂正)

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

なお、今回の訂正は、検査の保険診療上の取扱いに関する通知の訂正となっております。内容としては記載ぶりの変更であり、本通知による取扱いの変更はございませんが、同日付け平成 30 年 10 月 31 日付保医発 1031 第 2 号（平成 30 年 11 月 13 日付日医発 907 号（保 222））にて行われている留意事項の改正は、本通知による訂正後の留意事項で行われておりますので、新旧対照表等をご覧になる際はご留意下さい。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 30 年 3 月 5 日付保医発 0305 第 1 号)

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部訂正について
(平 30. 10. 31 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
平成30年10月31日

地方厚生（支）局医療課 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の
一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、
審査支払機関等へ周知願います。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（平成30年3月5日付け保医発0305第1号）（別添）

(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

D014 自己抗体検査

(12) 抗デスモグレイン3抗体

ア 「29」の抗デスモグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班~~厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班~~による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「36」の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(18) 抗デスモグレイン1抗体

ア 「36」の抗デスモグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班~~厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班~~による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「29」の抗デスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1) クラミジア・トラコマチス核酸検出

ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「26」クラミジア・トラコマチス抗原定性を併用した場合は、主なもののみ算定する。

イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、~~核酸ハイブリ~~

~~ダイゼーション法~~、ハイブリッドキャプチャー法 若しくは、~~S D A~~法又は T M A 法による同時増幅法並びに H P A 法及び D K A 法 若しくは核酸ハイブリダイゼーション法 による同時検出法 又は S D A 法 により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。